

第十回国会 厚生委員會議録 第二十一号

昭和二十六年三月三十日(金曜日)

午後二時十五分開議

出席委員

委員長 松永 佛骨君
理事青柳 一郎君 理事丸山 直友君
理事高橋 等君 理事福田 昌子君
中川 俊思君 堀川 恭平君
山村新治郎君 金子與重郎君
清藤 唯七君 今野 武雄君
松谷天光光君

出席政府委員

厚生大臣 黒川 武雄君
厚生技官 東 龍太郎君
(医務局長)

委員外の出席者

参議院議員 中山 壽彦君
厚生事務官(医務局長) 河野 鎮雄君
厚生技官(医務局長) 金子 光君
参議院参事(法制局第一課長) 中原 武夫君
参議院第一課長 川井 章知君
参議院第一課長 引地亮太郎君
参議院第一課長 山本 正世君

委員に選任された。

三月二十九日

診療エックス線技師法案(谷口彌三郎君外六名提出、参法第一四号)(予)診療エックス線技師法案(参議院提出、参法第一四号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

小委員の補欠選任

診療エックス線技師法案(谷口彌三郎君外六名提出、参法第一四号)(予)保健婦、助産婦、看護婦法の一部改正に關する件
遺族戦傷病者及び留守家族対策に關する件

○松永委員長 これより會議を開きます。

参議院より提出されました診療エックス線技師法案を議題とし、審査に入ります。まず提案者より趣旨の御説明をお聞きしたいと存じます。中山参議院議員。

目次

第一章 總則(第一條・第二條)

第二章 免許、診療エックス線技師資格及び登録(第三條―第十六條)

第三章 診療エックス線技師試験(第十七條―第二十三條)

第四章 業務(第二十四條―第二十七條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)
第一條 この法律は、診療の用に供するエックス線の取扱に従事する者の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるよう規律することを目的とする。

(定義)
第二條 この法律で「診療エックス線技師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示のもとに、エックス線を人体に對して照射(撮影を含む。以下同じ)することを業とする者をいう。

第三章 免許、診療エックス線技師資格及び登録
(免許)
第三條 診療エックス線技師になろうとする者は、診療エックス線技師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。
2 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。
(絶対的欠格事由)
第四條 左の各号に掲げる者には、免許を与えない。
一 精神障害者
二 つんば、おし又は盲の者
(相対的欠格事由)
第五條 左の各号に掲げる者には、免許を与えないことがある。
一 伝染性の疾病にかかつている者

者

二 診療エックス線技師の業務に關して犯罪又は不正の行為があつた者

(登録)

第六條 免許は、診療エックス線技師籍に登録することによつて行ふ。
(診療エックス線技師籍)
第七條 都道府県に診療エックス線技師籍を備え、氏名、本籍地、都道府県名(日本の国籍を有しない者についてはその国籍名)、登録年月日その他免許に關し法令で定める事項を登録する。
(免許証)
第八條 都道府県知事は、免許を与えたときは、免許証を交付する。
2 都道府県知事は、免許証を失い、又は破損した者に対して、その申請により免許証の再交付をすることが出来る。
3 前項の規定により免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、旧免許証を十日以内に、住所地の都道府県知事に返納しなければならない。
(免許の取消及び業務停止)
第九條 診療エックス線技師が第四條(絶対的欠格事由)各号の一に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消す。
2 診療エックス線技師が第五條(相対的欠格事由)各号の一に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることが出来る。
3 前二項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおあり、又は改しゆんの疾が顯著であるときは、再免許を与えることができる。
4 第二項の業務停止の処分に違反して業務を行つた者は、一万円以下の罰金に処する。
(聴聞)
第十條 都道府県知事は、前條第一項又は第二項の処分をしようとするときは、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所をその期日の二週間前までに、当該処分を受ける者に通知し、且つ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。
2 聴聞においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明し、且つ、有利な証拠を提出することが出来る。
3 都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで前條第一項又は第二項の処分をすることが出来る。
(免許証の返納)
第十一條 免許を取り消された者は、十日以内に、免許証を住所地の都道府県知事に返納しなければならない。

2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。 (免許証の提出) 第十二條 診療エックス線技師は、業務停止の処分を受けたときは、十日以内に、免許証を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。	(死亡の届出) 第十五條 診療エックス線技師が死亡し、又は失その宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失その届出義務者は、三十日以内に、住所地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。	要な事項は、政令で定める。 (受験資格) 第二十條 診療エックス線技師試験は、左の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六條第一項(大学への入学資格)の規定により大学に入学することができ、文部大臣が指定した診療エックス線技師養成所において二年以上診療エックス線技師として必要な知識及び技能の修習をおえたもの 二 外国の診療エックス線技師に關する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で診療エックス線技師免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前項に掲げるものと同等以上の学力及び技能を有すると認められたもの (不正行為の禁止) 第二十一條 診療エックス線技師試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者についてその受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、この場合において、は、なお、その者について期間を定めて診療エックス線技師試験を受けることを許さないことができる。 (試験手数料) 第二十二條 診療エックス線技師試験を受けようとする者は、省令の定めるところにより、試験手数料を納めなければならない。 (省令への委任)	第二十三條 この法律に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他診療エックス線技師試験に關して必要な事項及び第二十條第一号の学校又は診療エックス線技師養成所に關して必要な事項は、省令で定める。 第四章 業務 (禁止行為) 第二十四條 医師、歯科医師又は診療エックス線技師でなければ、エックス線を人体に対して照射することを業としてはならない。 2 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。 (名称の禁止) 第二十五條 診療エックス線技師でなければ、診療エックス線技師という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。 2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。 (業務上の制限) 第二十六條 診療エックス線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、エックス線を人体に対して照射してはならない。 2 診療エックス線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。但し、左に掲げる場合はこの限りでない。 一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して照射する場合 二 多数の者の健康診断を一時に	行つ場合において、医師又は歯科医師の立会のもとに照射をするとき。 3 前二項の規定に違反したときは、一万円以下の罰金に処する。 (照射録) 第二十七條 診療エックス線技師は、エックス線を人体に対して照射したときは、遅滞なく左の事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受けなければならない。 一 照射を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢 二 照射の年月日 三 照射の方法(具体的に且つ詳細に記載すること) 四 指示を受けた医師又は歯科医師の氏名及びその指示の内容 2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の照射録を提出させ、又は当該職員に照射録を検査させることができる。 3 前項の規定によつて検査に従事する職員は、その身分を証明する証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。 4 第一項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。 附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。 (現在の業務者の届出) 2 この法律施行の際、現に第二條(診療エックス線技師の定義)に規
2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。 (氏名等の変更) 第十三條 診療エックス線技師は、その氏名又は本籍(日本の国籍を有しない者であるときはその国籍)を変更したときは、免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本(日本の国籍を有しない者については変更後の国籍を証明する書類)を添えて、三十日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の場合には、診療エックス線技師籍を訂正の上免許証を書き換えて交付する。 3 第一項の規定に違反した者は、三千円以下の過料に処する。 (住所の変更) 第十四條 診療エックス線技師は、その住所を変更したときは、十日以内に、新旧の住所を前の住所地及び後の住所地の都道府県知事に届け出なければならない。 2 診療エックス線技師がこの法律の施行地外にその住所を移そうとするときは、あらかじめ住所地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。 3 第一項の規定に違反した者は、三千円以下の過料に処する。	第十六條 この法律に規定するものの外、免許の申請及び診療エックス線技師籍に關して必要な事項は、省令で定める。 第三章 診療エックス線技師試験 (試験の目的) 第十七條 診療エックス線技師試験は、診療エックス線技師として具有すべき知識及び技能について行う。 (試験の実施) 第十八條 診療エックス線技師試験は、厚生大臣が行う。 (試験委員) 第十九條 診療エックス線技師試験の問題の作成、採点その他診療エックス線技師試験の実施に關して必要な事項をつかさどらせるため、厚生省に診療エックス線技師試験委員を置く。 2 診療エックス線技師試験委員は、診療エックス線に關し学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。 3 前二項に定めるものの外、診療エックス線技師試験委員に關し必	要な事項は、政令で定める。 (受験資格) 第二十條 診療エックス線技師試験は、左の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六條第一項(大学への入学資格)の規定により大学に入学することができ、文部大臣が指定した診療エックス線技師養成所において二年以上診療エックス線技師として必要な知識及び技能の修習をおえたもの 二 外国の診療エックス線技師に關する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で診療エックス線技師免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前項に掲げるものと同等以上の学力及び技能を有すると認められたもの (不正行為の禁止) 第二十一條 診療エックス線技師試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者についてその受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、この場合において、は、なお、その者について期間を定めて診療エックス線技師試験を受けることを許さないことができる。 (試験手数料) 第二十二條 診療エックス線技師試験を受けようとする者は、省令の定めるところにより、試験手数料を納めなければならない。 (省令への委任)	第二十三條 この法律に規定するものの外、試験の科目、受験手続その他診療エックス線技師試験に關して必要な事項及び第二十條第一号の学校又は診療エックス線技師養成所に關して必要な事項は、省令で定める。 第四章 業務 (禁止行為) 第二十四條 医師、歯科医師又は診療エックス線技師でなければ、エックス線を人体に対して照射することを業としてはならない。 2 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。 (名称の禁止) 第二十五條 診療エックス線技師でなければ、診療エックス線技師という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。 2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。 (業務上の制限) 第二十六條 診療エックス線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、エックス線を人体に対して照射してはならない。 2 診療エックス線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。但し、左に掲げる場合はこの限りでない。 一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して照射する場合 二 多数の者の健康診断を一時に	行つ場合において、医師又は歯科医師の立会のもとに照射をするとき。 3 前二項の規定に違反したときは、一万円以下の罰金に処する。 (照射録) 第二十七條 診療エックス線技師は、エックス線を人体に対して照射したときは、遅滞なく左の事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受けなければならない。 一 照射を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢 二 照射の年月日 三 照射の方法(具体的に且つ詳細に記載すること) 四 指示を受けた医師又は歯科医師の氏名及びその指示の内容 2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の照射録を提出させ、又は当該職員に照射録を検査させることができる。 3 前項の規定によつて検査に従事する職員は、その身分を証明する証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。 4 第一項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。 附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。 (現在の業務者の届出) 2 この法律施行の際、現に第二條(診療エックス線技師の定義)に規

定する業務を行つてゐる者又はこの法律施行前引き続き三年以上第二條に規定する業務を行つてゐる者は、その法律施行後三箇月以内に、その氏名、年齢、性別、本籍及び住所並びに業務に従事してゐる施設の名称及び所在地をその住所の都道府県知事に届け出なければならぬ。

(業務の暫定的継続)

3 前項に規定する者は同項の届出をするまでの間、同項の届出をした者はその届出をした後昭和三十一年十二月三十一日までの間、第二十四條禁止行為の規定にかかわらず、第二條の業務を行うことができる。

4 前項に規定する者については、第二十六條(業務上の制限)及び第二十七條(照射線)の規定を準用する。

(業務の禁止)

5 都道府県知事は、第三項に規定する者が第四條(絶対的欠格事由)各号各号の一又は第五條(相対的欠格事由)各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止することができる。

6 前項の業務禁止の処分違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

(試験)

7 厚生大臣は、昭和三十一年十二月三十一日までの間に、第二項の届出をした者に対して、特に試験を行う。この場合には、第十八條(診療エックス線技師試験の実施)及び第二十一條(不正行為の禁止)の規定を準用する。

8 前項の試験に關して必要な事項は、省令で定める。

(免許の特例)

9 都道府県知事は、第七項の試験に合格した者に対し、第三條(免許)の規定にかかわらず、診療エックス線技師の免許を与えることができる。

(厚生省設置法の一部改正)

10 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中第三十七号の次に次の一号を加える。

三十七の二診療エックス線技師の試験を行うこと。

第十條第三号中「保健婦」を「診療エックス線技師、保健婦」に改める。

○中山参議院議員 ただいま提案になりました診療エックス線技師法案の提案理由について、御説明申し上げます。現在の医学界におけるエックス線の利用はきわめて広く、疾病の診断にまたその治療に欠くべからざるものとなつておりますことは、皆様のごすでに御承知の通りであります。医療法が病院に對してエックス線装置と、これが操作に當るべき技術者の設置を命じておりますことは、エックス線と疾病の診断治療との密接な結びつきを、法的に規定したものであることが、この中であります。エックス線は、このように医療面に必要不可欠なものとして、人の健康保持のために、多大の貢献をいたしておるのであります。その反面におきまして、使用法を誤ると逆にいやすことのできない障害を人体

に与えるものであります。エックス線の誤つた照射によつてこうむつた障害、また過度のエックス線吸収による白血球の減耗は、その程度が大になると、今日のところこれを救済する方法がないとさえ言われているのであります。エックス線は、その性質を十分に理解し、その使用を誤らない優秀な技術者の手によるときは、顯著な治療効果を發揮し、素養の十分な、または技術の拙劣な人の手にかかるときは、人体を破壊する力を現わす両面の作用を持つ点においては、劇薬毒物の施用と軌を一にするものがあるものであります。人の生命健康を預かる医療従事者につきましては、医師、歯科医師を初めといたしまして、保健婦、助産婦、看護婦、歯科衛生士、さらにはあんま師、はり師、きゅう師に至るまで、その資格が法的に定められて、素養なきしるうとの関与が排除されております。しかるに診療のきわめて密接な關係にあり、かつ使用のいかによつては、恐るべき障害をさへ伴うエックス線の取扱に當る者についてだけは、同じく医療従事者でありながら、今日まで放任されて來てゐるのであります。このために、現在約四千名のエックス線技師の中に、基礎的な教育を経たきわめて優秀な技術者もいると同時に、またごく短時間の見習いだけによつて、その操作に従事してゐる好ましからざる技術者も介在してゐるのであります。

わが国における国民保健ののんとしたての結核撲滅対策が、今日特に強調されておりますが、結核の正確な診断は、エックス線照射による撮影にまたなければならぬことは、いまさら申し上げるまでもありません。今回結核予防法が全面的に改正せられて、エックス線照射に伴う多数人の健康診断が実施されることを予定してゐるようでありまして、このような制度を生かすためにも、すべてのエックス線技師者を信用のおける技術者たらしめて、これを活用することが必須の條件となるわけでありまして、以上申し上げましたような趣旨によりまして、一般的には医療関係者としてのエックス線技師の素質向上をはかつて、医療制度に間隙ならしめんことを期しますとともに、当面の差迫つた結核対策の一環としての機能も、十分に果させる焦眉の必要から、本法案を提案いたすことといたしました次第でございます。

次に本法案の内容の骨子を申し上げます。

この法案のねらいは二つございまして、一つは診療エックス線技師の資格を法定することであり、他はその業務のあり方につきまして、医師との關係を明確にすることを目的としてゐるのであります。

まず第一の点でございますが、この点については、ただいま申しましたように、エックス線の照射は、これに關する十分な知識と熟達した技術とを有する者によつて行われなければ、人体に恐るべき障害を起させる危険の大きいものでありますので、かような危害を防止いたすために、エックス線を人体に照射する業務は、免許を受けた者でなければ行ふことができないようにいたしなすとともに、その免許は一定の国家試験に合格した者に対してでなければ与へないこととし、なおその

受験資格といたしまして、高等学校卒業の後さらに二年間エックス線に關する知識技能の修得を終えたことを必要とするに規定いたしましたのであります。これに關連して現在業務に従事してゐる者及び過去において三年間の業務経験を有する者に対しては、届出制をとつた上、暫定的に五年間を限つてその業務の継続を認め、その間に届出者に対する試験を行うことによつて、新制度へ移行させるよう考慮いたしました。

次にその業務のあり方につきましては、医師の行う診療行為ときわめて密接な關連を持つてゐる点から、医師のみが行い得る診断の分野にまで入ることがないよう、診療の補助者としての性格を明確にすることといたしました。すなわちエックス線照射を行うには、必ず医師または歯科医師の具体的な指示をまたなければならぬこととし、またその業務に従事する場所を原則として病院または診療所内に限ることとして、その業務が常に医師の監督下に行われるように配慮いたしました。またエックス線照射を行いましたときには、照射記録を作成させ、これにエックス線照射に關する指示を与えた医師または歯科医師の署名を受けさせることにして、右の方針をエックス線技師の側からも裏づけるようにいたしてゐるのであります。

なおこの法律の施行上の事務の担当につきましては、試験に關する事項だけは全国的に統一する必要がありますので、厚生大臣の所管といたし、他の免許、登録等の事務は知事にゆだねることといたしました。

その他免許に關する事項、届出に

關する事項、監督に關する事項等につ
きましては、他の医師補助者と大体同
様の規定を設けておるのでございま
す。

以上が本法案の提案理由及びその内
容の骨子でございますが、エックス線
技師者の医療従事者としての素質向
上、特に結核対策の一環としてにな
り、重要性にかんがみまして、何とぞ御賛
成を賜りますよう、お願い申し上げ
る次第であります。

○松永委員長 本案についての質疑は
議案熟議のため、明日午前より開会さ
れる委員会に譲りたいと存じます、
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○松永委員長 御異議なければ本案に
ついての質疑は明朝に譲ります。

○松永委員長 次に看護婦制度に關す
る件を議題といたします。高橋委員よ
り発言を求められておりますので、こ
れを許します。高橋委員。

○高橋(等)委員 厚生大臣にお伺い
したいと存じます。昨日看護婦制度
の法律案の審議の過程におきまして、
いろいろと医務局長その他と質疑を
かわしておりました。国会におきま
す委員会立法権と、これに公務員
がどの程度関与し得るかという、われ
われとしまして今後解決しておかな
ければならぬ重大な問題に突は達
をいたしたのであります。少し抽象的
になるのですが、この際大臣より
明確なる御見解を承りたいと存ずる
のであります。委員会におきまして議
員提出法案につきまして、大体委員
の議として法案ができ上りまして、も
し占領下でなければ、ただちに本議

に上程になる筋合いのものであります
が、占領下の現在、これを関係方面と
折衝をいたす必要があることは申すま
でもないものであります。その際に委員
会におきまして、一応の案を関係方面
に持出したものに対して、政府側
においてこれに反対の見解をお述べに
なるといふことが、もしあるといいた
しますならば、これはわれわれの立法
権を遂行して行く上におきまして、非
常に困つた問題になるのではないかと
考えられるのであります。公務員法そ
の他の法律上の解釈——法律的にこれ
を考へてみますと、政府がそれらの点
につきまして意見を述べてはいけな
いといふことは、必ずしも法的には言
えないかと思つております。また政府
として、国会できめようとして
おります法案の執行の責任が政府にあ
ります関係上、行政機関としてはこ
の法案が通つた場合に、はたして執行
の責任を負えるかどうかというよう
な意見の開陳をなす必要もあるかと考
へてございまして、私はそうした問
題は、すべて委員会の審議の途中にお
いて十分にお互いに納得が行く問題で
ある。もし政府と立法府とがその点に
おいて合わないような場合におきま
して、政府の方が異つた意見を開陳を
して、その立法権の遂行を妨害するとい
うようなことは、政治的に考えれば差
控えていただかなければならぬので
はないかと私は考へております。この
点につきまして、厚生大臣から御答
弁をいただきたいと思いますのであり
ます。

○黒川國壽大臣 お答えいたします。
政府の職員が司令部の関係官から、担
当の行政事務に關し意見を求められた
場合におきましては、意見を一応申し
述べることは、日常行政事務運営上あ
り得るわけでございます。ただ国会に
おける委員会の審議権を妨害するが
とき言行は、絶対に慎むべきことで
ございまして、もしも委員会において審
議せられまして、これを執行するに
ついて不便であるとか、あるいは不適
当であるといふような場合には、当然
御審議中にその点を申し上げて、十分
御審議に御便利をはかり、そして完
全なる法案ができましたように努力す
るが、これは行政当局としても当然の
ことでございまして、ただ昨日言葉の行
き違ひから、あるいはこの看護婦法案
につきまして、事務当局が何らか司令
部の方に意見を申し述べて、国会の審
議についておじやましたといふよう
に、おとりになつたやうに聞いてお
ります、その事実はありませんので、
さういふサマズ准将と衆議院の委員の方
がお会いになりました。決して厚
生事務当局として、せつかく国会にお
いて立案中の法案におじやましたとい
うことはございせんことをつけ加え
まして、国会の審議を十分尊重し、御
協力申し上げるのが当然だといふこと
をお答えいたします。

○松永委員長 本件に關しまして、青
柳委員より発言を求められておりま
す。これを許します。
○青柳委員 本日は丸山委員、岡委
員と御一緒にGHQのサマズ准将を訪
れまして、看護婦制度につきまして御
意見を承つたのであります。それに関
しまして御報告を申し上げたいと存じ
ます。
九時半から十一時まで一時間半の長
きにわたり、よくサマズ准将はわれわ
れの話を開かれ、またわれわれも腹藏
のない意見をかわし得たのでありま
す。まず私から衆参両院、それも各院
派ごつて態度をききました。将来の看
護婦制度のあり方に關しまして説明を
いたしました。それに対して、サ
マズ准将は、従来から衆参両院にお
きまして、看護婦制度について自發的
に、非常に熱心に調査研究を重ねて結
論を得られたその状況は、つづさに自
分は知つておつて敬意を表して、
非常によく考へておられる。そして
皆さんのつくられたものにつきまして
は、自分はずっと異議はない。ただ
しかし例外的なものがあつて、それ
については自分の意見をあなた方に話
したい。この意見は、自分の意見とし
てある程度、しかるべき関係に話を通
じておる問題であるから、と言つて書
面によりまして、われわれにサマズ准
将の意見を聞かしてくれただけであ
ります。

それによりまして、まず第一に衆議
院の看護婦制度に關する案のうち
看護婦とあるが、この看護婦とい
うのはどうも名前がよくない。補助看護
婦、アシスタント・ナースとして
いたい。これはしかし大した問題では
ない。
第二点としては、六・三・三すな
わち高等学校を出た後に、二年の
議院の案は二年の教料課程を経て、そ
れから国家試験を受けて大臣の免許を
受けるものである。しかしこの点は自
分は反対であつて、やはり現行通り三
年の課程としてもらいたい。それにつ
いては自分はいふ。看護婦の任務
の本質は、国民によい医療を与えて國
民を疾病から保護するにあるのだ、質
をよくしなければならぬ。自分たちは
占領五年半、この問題について一生
懸命にやつて来たのだ。思い出せば自
分たちが占領のために日本にやつて来
た際には、看護婦さんは召使と同じで
あつた。ベッドについて適当な訓練を
受けておらず、ほとんど召使と同じで
あつた。しかもそのほかに病院には患
者の家族の者が出入りする。そういう
習慣は、健康なそれらの家族に病菌を
与え、またその病菌を外部に伝播させ
るものである。自分たちとしては、そ
ういふことをなからしめようといふ
ようなことやら、いろいろ熱心に研究
し、この改善に努めて来たのだ。二
年、三年の問題についても、アメリカ
でもほかの国でも、今までのいふや
な体験を持つておる。看護婦さんの数
を多くしようがために教育する年数を
少くしたこともあつた。ところが少く
したためにかえつて看護婦さんの数は
えなかつた。これをこの年限を多くし
たことによつて質がよくなり、社会的
にもりつばな仕事であるといふことが
認められ、また待遇もよくなり、そう
して初めて看護婦さんたらんとする志
願者もふえて来たといふ実例を、自分
たちは知つておるのだ。二年よりも三
年にした方が、看護婦さんの質をよく
し、また看護婦さんの数を、ほんとう
に長い目で見たならば多くするもので
あるといふことを説いて、この点はど
うしても三年にしてもらいたいといふ
話が第二点であります。

第三点といたしましては、よい看護
婦をつくるためにはよい学校を持たな
ければならぬ。内容を充実した学校
をつくり、それを維持して行くために
は、これらの施設を監視監督するため

に委員会をつくらうかという考
えも持つておるといふお話もありま
した。またさらに看護婦さんは、た
だいま申しましたような課程を経て看護婦
さんになり、その上に保健婦、助産婦
になるためには、さらに一年の訓練を
必要とすると思う、という点が第四
点であります。

さらに第五点といたしましては、国
家試験を存置することがどうしても必
要である。その理由は二点あるのだ。
一つの点は、国民が不完全な訓練
を受けた看護婦の看護を受けて――採
取と言いましたが、採取されるような
ことをなからしめるために必要であ
る。第二の理由としては、尊敬さるべ
き職にある人を正当に保護してあげる
ために、国家試験は存置を必要とす
る。そういうのが大体の意見でありま
した。これに關しましては、岡委員、
丸山委員からいろいろ意見を述べられ
て、ことに主としてというよりも、た
だ一つの問題、二年、三年の問題につ
きまして、岡委員から非常に詳細にわ
たる意見を開陳されて、サウス准將の
考えを頼んだのであります。岡委員か
らは、自分が今まで体験した体験談を
述べて、最近また歐洲を見学して来
た、ことにイタリアでいい療養所を見
た。その状況などもお話をありまし
た。日本におきましては、最近結核
予防法という法律ができて、また
看護婦さん保健婦さんの量の多いこ
とを必要とするようなことになつた
という点を述べられて、量を多くする
ために、また実際の自分の体験からい
つても、二箇年間の養成で足りると思
う。ことに今回行おうとしておる制度
は、われ／＼議員たちが集まつてつく

つたものであるから、国会の責任にお
いてこれに必要な予算を獲得する、責
任を持つてこれに対して相当な予算の
実現をはかるということについての決
意も持つておるといふような点も述べ
られたのであります。

さらに丸山委員からは、日本の経済
力というものは、まだ回復はしておら
ぬ。ぜいたくなことはできない。三年
にするよりも二年にした方が、学校の
回転率がよくなり、学校をたくさんつ
くらないでもいいし、また看護婦さん
もたくさんできるのだということにつ
きまして、こまかく説明をされたので
あります。そうして三年、二年の論議
が主としてかわされました。しかしな
がらサウス准將としては、自分たちの
今までの経験のいろいろ述べられまし
て、自分たちとしては、皆さん方の言
うことはわかるけれども、年限の点だ
けは三年にしてみたいというよう
な意見でありました。

最後に、しからば現在われ／＼の考
えておる補助看護婦の制度につき、ま
た従来看護婦の新制度への切りかえに
つきましては、ほかに御意見があるの
かということを聞きましてならば、何
もない、ただ自分の皆さん方に主張し
たい点は、皆さん方が二年としておる
ところを三年にしたいのだということ
でありました。われ／＼は相談の結
果、また国会に帰りまして、国会の各
政黨、両院の議をまとめて意見を申し
上げに来るといふことで、十一時ご
ろ、一時間半にわたる意見を終つた次
第であります。

以上御報告申し上げます。

○松永委員長 たいだいま青柳委員から
看護婦制度に關するその後の経過を御

報告くださいました。本問題につ
きましては、火急を要することござい
ますので、参議院の厚生委員会とも両
院合同の協議会を開きたいと存じま
す。幸い参議院の厚生委員長もお見え
くだつておりますから、この際暫時
休憩をいたしまして、参議院との合同
協議会を開きたいと存じます。どうか
委員の方はお残り願います。

午後二時四十一分休憩

午後五時二十分開議

○松永委員長 休憩前に引続き、會議
を再開いたします。

まず遺族援護対策等に關する件につ
いて、高橋委員より發言を求められて
おります。これを許します。高橋委員。
○高橋(等)委員 遺族、戦傷病者及び
留守家族の対策につきましては、終戦
以来五箇年間にわたつて、いろいろ
と本委員会におきまして努力をい
たし、政府におきましていろいろ努
力を払われて参つたのであります。ま
た遺族の援護につきましては、昭和二
十四年の五月、第五国会におきまして、
これが援護の徹底を期するために、本
院は決議を行つておるのでございま
す。しかるにこの施策について見ます
と、いろいろと努力の跡はあるので
ございまして、占領下の状況におきま
して、思うにまかせない不徹底さがあ
つたのであります。議和が間近かに迫
つて参つております現在におきまし
て、この遺族の人々、あるいは戦傷病
者、あるいは留守家族の人々は、講和を
迎えるにつぎまして、割切れない感じ
で日々を過されておるのでございま
す。またこれらの人々がその援護に対

します希望は、非常に熾烈なものか
あることは御存じの通りでございま
す。理論的に考えて見まして、これら
の遺族、戦傷病者及び留守家族の援護
という問題は、戦争に勝つた国、あるいは
負けた国というように、差別
すべきではなく、また戦争の目的がど
うあつたか、間違つていたかどうかと
いうようなことで、差別すべきではな
いのであります。国とこれらの人々
との關係というものは、これはどの
國におきましても、同じ立場であらう
と考へるのであります。更に深い人道
精神に立脚して、解決せられなければ
ならない問題であることは、申すまで
もないのであります。ただいま講和が
間近に迫りまして、日本の産業を復興
いたしますためにも、また国土の防
衛をいたしますためにも、高度の愛
國心が要求せられ、また愛國心のな
いところに、眞の独立が得られないと
いうことは、申すまでもないのであり
まして、この際に高度の愛國心を發揮
せられまして、なくなつたところの
戦死者の遺族、あるいはまた戦傷病者
に於ける／＼と不自由な参つておられ
る人々、あるいはまた留守家族の人々
の援護ということが、解決せられてお
らないというのは、国民感情的に見ま
しても、これは非常な矛盾を感じると
ころでございまして、しかし一面遺族等
の援護につきましては、第二の愛國心
を求めますことを目的に、解決せら
るべきではないのであります。先ほど
申し上げましたように、深い人道精神
に立脚して解決せらるべきものであつ
て、もし愛國心を求めるためにこれら
を解決するという観点で進みまして
は、これは遺族、戦傷病者及び留守家

族の人々を、侮辱するほかの何もので
もないと考へるのであります。こうい
うような状況をいろいろと考へまし
て、講和も非常に近いこととございま
すし、これらの人々の長年の不自由
な、気の毒な状況から、一日も早くこ
れらの人々の援護の徹底を期するとい
うことは、目下時期的に見ましても、
非常に必要なことと考へるのでありま
す。

そういう意味におきまして、この際
本院において遺族、戦傷病者及び留守
家族対策に關する決議をなしまして、
政府を輔弼し、將來予算的にも画期的
な考へ方のもとに、財政が許すなら
いようなこととでなしに、この目的の
ために新しい財政計画を立てるとい
うような見地に立ちまして、この問題
を解決するように参つてみたいとい
うに希望いたします。そういう意味か
らいたしまして、決議案を上程したい
と考へるのでございまして。

○松永委員長 本問題についての御發
言はありませんか。

○今野委員 たいだいまの御説明を承つ
ておりますと、私どもこの遺族の問題
などについては、非常に日常接してい
ることでございまして、これを援護強
化しなければならぬということ、痛
感しているわけでありまして、従つてこ
ういふような決議を第五国会でもし
て、そうしてまたそれが実効が十分で
ないから、強化してもらいたいとい
うことを言ひたい、私どもとしても大
賛成なのでございまして。しかしたい
まの御説明の中で、ちよつと私の聞き違
いかもしれませんが、よくわからな
かつた点もある。というのは、やはりこの
決議文にも載つておりますが、講和受

人態勢の急遽整備、こういふときにならざるは、高度の愛国心が必要である。言葉はなるほどそのまゝ受入れれば、すなおにとつていいのかもしれないが、ただ現在自由党並びに吉田内閣が考へておる講和というものは、単独講和である。そうして盛んに日本の自衛権というやうなことが問題になり、また再軍備ということが問題になつてゐる。そういう場合に、こういふやうにうたつて「講和受入態勢の急遽整備の要ある情況を勘案し」云々とうたつてやるといふと、さつき誤解を招くとおしやつたことが、やはりそのまま眞実になつて来はしないか、かういふ心配もあるわけでありませう。従つてやはり決議案を出すことは賛成でございますが、できるならば案文を「人道精神に立脚し」これはいふへんけつこうであります。これは以下を省いて「人道精神に立脚し」これら戦死者の遺族、戦傷病者及び留守家族に対し「云々、かういふふうに直していただければ、非常にすなおに私たちとしても賛同してやつて行ける、暗い影を残さないでやつて行けるやうに考えられる。その点をお願いできれば幸いです。その点をお願いします。

○高橋(等)委員 これはまだ案文の相談はしてないのです。決議を出すか出さないかといふことなのです。○松永委員長 他に御発言はありますか。高橋委員より案文が改められました。遺族戦傷病者及び留守家族対策に関する決議案の案文を、一応朗読いたします。

去る昭和二十四年五月第五国会において、本院は「遺族援護に関する決議案」に附する決議(案)を、昭和二十六年四月十三日印刷

決議」を行い、政府に対して速やかなる対策の樹立並びにその実施を強く要望したのである。しかるにこれら施策の成果は、所期せられしところより甚だ遠く、戦死者の遺族及び未帰還者留守家族の悲況並びに戦傷病者の惨状が、国民の到底黙視し得ざる状態に放置せられてゐることは、遺憾とするところである。よつて深き人道精神に立脚し又講和受入態勢の急遽整備の要ある情況を勘案しここに、決意を新たにす。政府も又、この国民の強き要請に應じ、諸般の施政について格段の努力を払ひべきである。

以上朗読いたしました案文のごとくであります。これが取扱いにつきましては、高橋委員の提出されたものを内容として、提案者には高橋等君の外御賛同を得た委員総員として、決議案を提出したいと存じますが、御異議はございませんか。

○今野委員 私、先ほど申した点で、これに不賛成といふことじやないのですけれども、そういう点がありますので、提出者という点は、私ちよつとごめんこうむりたいというふうで、討論とか、いろいろなそういうもの、どうなるのでしょ……。これは質問になりますけれども……。

○松永委員長 それは議院運営委員会においてとりきめるかと思ひます。○今野委員 そうですか。その案文は、もうこれ以上審議して、できるだけ穏やかにかえるやうなことはできないのですか。非常にけつこうなことで、ほんとうなら共同してやりましたのです。

○松永委員長 これは高橋等君が草案された案文でございますから、この案文等につきましては、さらに協議もいたします。内容その他は、御同意を得ればとりかえることはできると思ひます。

なおこの決議に関連ある海外同胞引揚特別委員会の有志代議士をも加えて、提案者とするのを御了承願ひたいと思ひます。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

○松永委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。